

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	28-2
許認可等の種類	動物用医薬品販売業等の許可証の書換え交付・再交付			
根拠法令条例等・条項	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律【以下「医薬品医療機器等法」】施行令(昭和36年1月26日政令第11号) 第45条第1項及び第2項並びに第46条第1項及び第2号			
許認可等の概要	○動物用医薬品の販売業の許可証の書換え交付・再交付 ○動物用高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の書換え交付・再交付			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令の規定において言い尽くされているため) 【参考】</p> <p>1 書換え交付 ○書換え交付申請書の様式 : 動物用医薬品等取締規則第98条の2、第116条の5 ○書換え事項が動物医薬品等取締規則(平成16年12月24日農林水産省令第107号)第111条に規定された事項である場合 : 医薬品医療機器等法第38条第1項において準用する同法第10条第1項の規定による届出または動物用医薬品等取締規則第112条の規定による申請がされていること。 ○書換え事項が動物医薬品等取締規則第131条第1項に規定された事項である場合 : 医薬品医療機器等法第40条第1項において準用する同法第10条第1項の規定による届出がされていること。</p> <p>2 再交付 ○動物用医薬品販売業の許可証の再交付 ・再交付申請書の様式:動物医薬品等取締規則第98条の3、第116条の6 ・許可証を破り又は汚した場合 : 医薬品医療機器等法施行令第46条第2項によるその許可証の添付</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	<p>○書換え交付 14日以内 (内訳) 協議機関 農政部園芸畜産課 (7日以内) 処分庁 家畜保健衛生所 (7日以内)</p> <p>○再交付 7日以内(協議無し) (内訳) 処分庁 家畜保健衛生所 (7日以内)</p>			
期間の制定根拠	—			